

## 学士力を保証するための学生支援方策に関する研究 (2・完)

著者	松村 幸四郎, 矢藤 誠慈郎
雑誌名	東邦学誌
巻	38
号	2
ページ	109-114
発行年	2009-12-01
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1532/00000203/">http://id.nii.ac.jp/1532/00000203/</a>

# 学士力を保証するための学生支援方策に関する研究 (2・完)

松村 幸四郎  
矢藤 誠慈郎

## 目次

- 1 本研究の目的
- 2 学士課程教育とラーニング・アウトカム
  - (1) 高等教育機関を取り巻く状況
  - (2) 中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」—高等教育施策の転換—
  - (3) 学士課程教育におけるラーニング・アウトカムの位置づけ
- 3 大学の成果保証に向けた取り組みの現状
  - (1) 一般的な動向
  - (2) 諸外国の具体的な動向
  - (3) 学習成果測定の尺度としてのラーニング・アウトカム—その機能的限界—
  - (4) 小括 (以上、前号)
- 4 ラーニング・アウトカム論議をめぐる今後の課題
  - (1) 総説
  - (2) ラーニング・アウトカム論の複雑化要因
  - (3) ラーニング・アウトカムの機能の多様化の可能性
    - ①利用主体・客体的変化
    - ②大学による取り組みの際の指針提供機能結びに代えて (以上、本号)
- 4 ラーニング・アウトカム論議をめぐる今後の課題
  - (1) 総説  
ラーニング・アウトカムの第一次的な機能は、学生の学習成果の到達度を測定することにある。この点のみを考慮するならばラーニン

グ・アウトカムの本質をめぐる論議を直ちに複雑にするであろう要因は未だ顕在化していない。そして、これまで必ずしも透明性が高いとはいえなかった単位認定や学位授与(卒業判定)にいたるプロセスや判断基準をラーニング・アウトカムとして設定することで、学生に対して重要な情報が(事前に)可視化されることになる。これによって単位認定・学位授与(卒業判定)をする大学・教員がラーニング・アウトカムを活用する側であり、学生はラーニング・アウトカムという尺度による判定を受ける側にそれぞれ立つことが帰結される。

さらに、このラーニング・アウトカムが近時の中教審答申<sup>1)</sup>で真正面から取り上げられたことで、学士課程教育でのラーニング・アウトカムの果たすべき役割には一定の有用性が認められること、およびそれを前提とした高等教育施策が今後わが国において展開される可能性が相当程度高まったものといえる。ただこのことは、これまで必ずしも明確な形で論じられてきたとはいえなかったラーニング・アウトカムが明確に位置づけられ脚光を浴びる結果、さまざまな観点からのラーニング・アウトカムに対する検証・位置づけがなされることになり、論議が複雑化する可能性が高まることを意味する。

そこで本稿では、前提としてラーニング・ア

ウトカムに関する議論が複雑化する要因についても確信的に言及した上で、現時点で予想されるラーニング・アウトカムをめぐる議論が具体的な諸施策や各大学レベルでの取り組みに対して及ぼしうる影響についての現時点での若干の印象を述べて結びに代えたい。

## (2) ラーニング・アウトカム論の複雑化要因

まず諸施策への影響を考える上で無視できないのが中央教育審議会での議論である。本稿に大きく関係する中教審答申以後の動向としては、中央教育審議会（大学分科会）大学の質保証システム部会（以下、単に「部会」とする）での検討作業を挙げることができる。部会では「設置基準、設置認可審査、認証評価制度の一体的な質保証」という「公の質保証」に加えて、今度、大学自身が質の向上を図るためのシステムをどうするか、について「大学の色々な機能別分化を進める中でどうするか」という軸も設定したうえで検討が進められるとともに、「学士課程でも言われていますように、学位プログラムを中心とした大学教育の検討のあり方を議論」することが目的とされている<sup>2)</sup>。さらに、この部会では「様々な国際的、あるいは国内における議論の流れを集約しますと、結局、今後、アウトカムの観点から質を考えていかなければならない。その際のアウトカムというのは、まずもって、学生の学習である」との認識の下で「まず、一定の水準とか標準というものの枠組みが必要ではないかということで、ラーニング・アウトカム、学習成果に基づくような質保証の枠組みを日本でも取り入れていくべき」という方向性をもった議論が展開されている<sup>3)</sup>。

つまりこの部会での大学の質保証システムという制度論上の文脈でラーニング・アウトカムについて議論されていることにより、基礎とな

る制度論での論議の影響がラーニング・アウトカム論議に強く及ぶものとなる。そもそも部会名の中にも登場する「質」という制度の目指すもの自体も、学士課程教育で求めるもの自体が立場の違いによって異なりうる<sup>4)</sup>ものであり、当然それを受けた「質保証」という具体的な議論の内容も複雑化せざるをえない<sup>5)</sup>。この意味で二重の複雑化要因をラーニング・アウトカム論は抱えることになっている。

さらに、この部会議事録からうかがえることの1つとして、そもそも「大学とは」というところから出発しながらも、大学への進学状況がユニバーサルアクセス段階に入り学生の多様化が進展しているというわが国の多数の大学が直面する問題をふまえながら議論を展開していることがある。抽象的な「大学像」を想定した議論ではなく、さらにシステム構築という高い具体性が求められることになるので、部会での論議も必然的にさまざまな条件設定をした上で展開されざるをえない<sup>6)</sup>。一見すると一つの方向性が示されている様子にもみえるが、条件の捉え方も立場により大きく異なりうるものとなるので、このこともラーニング・アウトカム論議の際に当然にいくつもの複合的な条件を加味する要因となり、いきおい論議が複雑化せざるをえない。

加えて、どの程度の具体性をもって内容を定めるのか、というラーニング・アウトカム固有の問題もある。「大学」といっても単科大学の場合と複数学部を抱える場合とを比較した場合、複数学部を抱える大学が大学としての育成すべき人材像を定めようとするには、ある程度の抽象化を余儀なくされる。また、単科大学といっても専門的資格の取得を前提とする大学の場合と、それ以外の大学の場合とでは同じくラーニング・アウトカムの具体性の点で差が生ずることになる。

### (3) ラーニング・アウトカムの機能の多様化の可能性

ラーニング・アウトカムをめぐる論議は、当  
面は複雑さを解消する決定的な要因の出現は想  
定しにくい状況が続くそうではある。しかしな  
がら、ラーニング・アウトカムに今後期待され  
る機能面に着目するとすでに現時点でも比較的  
明確になりつつあるものもあるように思われ  
る。以下では若干の指摘をしたい。

#### ①利用主体・客体の変化

ラーニング・アウトカムの学生の学習到達度  
の測定という第一次的な機能を想定した場合、  
その尺度を用いるのは学位を授与する大学、尺  
度を用いられるのはその学生という図式が前提  
とされる。ただ、ラーニング・アウトカムは通  
常は社会に対しても広く公開されることになる  
ことから、逆に、大学の教育活動を評価するこ  
とを目的として、大学を取り巻く関係者および  
関係者となり得る主体によって利用されることが  
考えられる。こうした動きによって個々の大  
学としては、学習の到達目標という大学の教育  
成果という中核部分の目標を広く社会に発信す  
ることになるので、当該大学への入学を考えて  
いる生徒・保護者や、当該大学の卒業生の採用  
を検討しようとする企業等にも、基本的な情報  
を一律に発信することの出来るメリット（「学  
習成果」の評価（アセスメント）と結果の公表  
を通じた大学のアカウンタビリティの向上）が  
生ずるものともいえよう。これはすでに述べた  
大学での教育が従来の教員中心のアプローチか  
ら、学生（学習者）中心のアプローチへと転換  
されたことを受けたものといえるが、さらに実  
際上も、学生にとって到達目標が明確になるこ  
とによって、学習への動機付けを高めることが期  
待されることになる。

#### ②大学による取り組みの際の指針提供機能

まず、ラーニング・アウトカムの設定のみで

は今後求められていく学士課程教育の構築に向  
けた各大学の取り組みとしては不十分であるとい  
え、大学の教育にとって中核となるカリキュ  
ラムにラーニング・アウトカムが投影される<sup>7)</sup>  
ことによって、学習成果の達成に向けた大学の  
制度面での取り組みと評価されることになる。

また、こうしたカリキュラムの編成作業にあ  
たっては学部全体での十分な議論がなければそ  
の変更や適切な運用は事実上不可能である。ま  
して大学の取り組みが制度の形で可視化される  
ことが広く社会へのアカウンタビリティを果た  
す上で重要な点を占めることからすると、教員  
同士の意見交換やそれによって形成された共通  
理解の下に組織的な教育活動が促進されること  
になる。これまでこうした意見交換は個人レ  
ベルではなされてきたものといえようが、ラー  
ニング・アウトカムによって一定の方向性につ  
いての共通理解の存在を前提とすることが許さ  
れる<sup>8)</sup>点で重要な機能を果たすものといえよう。

さらに今後注目される要素として、教職員の  
職能開発のための準拠枠としてラーニング・ア  
ウトカムが機能し得るという点が考えられる。  
まず、ラーニング・アウトカムの議論は、通常、  
教員の授業力の改善など、FD活動にも密接に  
関連し、実際上もそうした関連性は強いと考え  
られる。学位の授与を許容できる程度までの学  
士力を学生に修得させるための教育を施すに  
は、一教員のみではなし得るものではなく、当  
該学部所属の教員全体による教育活動が当然に  
求められる。そのためのFD活動であって、そ  
の際にラーニング・アウトカムの存在は議論の  
前提としての意義を有する。加えて、現在の多  
くの大学においてはこうしたFD活動のみなら  
ず、SD活動も大学全体としての教育力向上への  
重要なイシューとして考えていく必要に迫られ  
ている。とりわけ、大きな研究成果を社会から  
求められている一部の大学とは異なる、多様な

学生を教育して社会に輩出していくことが期待される大学においては、SD活動における教育的な意味がより大きくなる<sup>9)</sup>。これは小規模の大学においては教職員の人員増が容易ではないことから、個々の職員に対して求められる学生に対する教育的な機能がよりクローズアップされてくる。アメリカでは、直接的に教育を行う教員、事務を執り行う職員に加えて、たとえば履修や教育実習に係る、多様な専門のアカデミックスタッフが配されており、機能が分化している。日本では、教育は教員、事務は職員という建前ながら、実際にその機能は相互に入り混じっている実態も看取される。規模の大きな大学であれば、教職員の絶対数が多いために、機能の細分化がより可能であるが、小規模大学ではより、教職員の協働が不可欠となる<sup>10)</sup>。

## 結びに代えて

ラーニング・アウトカムそのものは明快に表現されうるものであるが、その論議の過程の複雑さや様々な機能が盛り込まれつつあることにより、今後どのような形でわが国の大学において定着するのかについても予測が困難である。

ただ、大学の自主性を尊重しようとする基本方針の下で、大学の質の保証システムが構築され、その中に学士課程教育論議やその一手法としてのラーニング・アウトカムにも位置づけが与えられることになる。つまり公的質保証の場面では各種制度や認証制度が効果的に機能するように制度設計されるのみで、当該大学を評価するのは学生や企業に代表される社会全体が、入学者数や採用者数という形でシビアな判断をすることを前提としている。

こうした状況の下で、大学としてはしっかりとしたアカウンタビリティを果たすことが強く求められ、その説明の内容を基礎づける材料として制度的な担保が求められていくことになる

う。この説明の成否を判断するのは基準に適合しているか否かという視点では足りず、社会に対してどれだけ説得的な内容を示せることが出来るのか<sup>11)</sup>、というより高次の観点からの対応が大学には求められ、ラーニング・アウトカムについても、例えばその具体性の程度を判断する場合にもこうした姿勢が強く求められることになる。

## 〈注〉

- 1) 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月24日）。以下では、単に「中教審答申」とする。
- 2) 部会第一回（平成21年3月24日開催）議事録（黒田壽二部会長発言）。
- 3) 部会第四回（平成21年6月3日開催）議事録（川嶋太津夫専門委員発言）。
- 4) 「現状、質保証ということで、様々な中教審等も含めて議論をされてきておりますが、それでは「質」そのものについて、我々は合意に至っているのか、質とは何かということについての議論がまだ不十分ではないか」という指摘が端的にこのことを物語る（部会第四回（平成21年6月3日開催）議事録（川嶋専門委員発言））。なお、この問題について川嶋専門委員が「高等教育において保証されるべき質とは何かということを考えますと、これはまずもって、国としても、個々の大学にしても、やはり個々の大学が授与する学位、あるいは各国における大学が授与する学位のクオリティー、これを保証することが第一の保証のシステムの目的であろうということです。」「学位ということにつきましては、先ほどご紹介した将来像答申等で、単に単位の集積の結果授与されるものではなく、学生が習得した知識や能力の証明書というのが国際的な共通理解であるということであり、やはりそれはすなわち学生の学びであり、したがって、保証すべき質というのは、学生の学びではないか」（部会第四回（平成21年6月3日開催）議事録（川嶋専門委員発言））という形で明確化したうえで部会での議論が展開されているようである。
- 5) おそらく、学部教育から学士課程教育へと視点の転換をしたことで、既存の概念や慣行を整理するのみでは事足りず、新たな概念や枠組みの構築が強く迫られていることもこの原因としてあげられよう。

つまり様々な見解の対立が先鋭化しているというよりも、検討の対象とすべき範囲の広さの故に、概念整理という基礎作業が並行する形で議論がすすめられている点が議論の複雑化に拍車をかけることになっているのであろう。例えば、「いわゆる『学士課程答申』と言われるものの中に、『大学に期待される取り組み』というような形である程度の参考指針が提示されてはいますが、現時点でかなり具体的、あるいはある程度の詳細なスタンダードと言えるかと思われるようなものは、あのぐらいいかないのではないか・・・。(中略)我が国においては、多くの大学で試行錯誤的に質保証に対する取り組みを進めてはいますが、残念ながら大学ごとに自己点検・評価能力に大きな差があって、大部分の大学において、自主的・自律的な質保証システムが機能していると言える状況からはほど遠い」という意見が出されている(部会第一回(平成21年3月24日開催)議事録(荻上紘一委員長発言))。

さらには、諸外国の動向に対する理解はさほど困難とはいえなくとも、わが国の制度と諸外国の制度との相違の大きさがまたラーニング・アウトカムの在り方を考える上で困難な問題を惹き起こしているものといえよう(例えば、「日本の場合だったら、専門学部別になっているので、非常にゼネラルな部分の教養というものはかかるような何かというのはでき上がっているとは言えない部分がある」という部会での発言。(部会第二回(平成21年4月28日)議事録(山田礼子専門委員発言))。

- 6) もっとも、個々の大学の質保証の問題は各大学の責任に委ねられるべきであるという基本的なスタンスはこれまで同様に維持されているようである。

例えば、「公的質保証システムというふう考えた場合、個々の学生の能力を国が直接的に保証するというようなものではなくて、個々の学生の能力保証というのは、一義的には個々の大学が負うべきものである(部会第四回(平成21年6月3日開催)議事録(川嶋専門委員発言))という指摘は、大学の自主性を重んずるとともに積極的な取り組みを期待するものといえる。

ただ、大学の自主性の尊重といっても一定の条件が念頭に置かれているようであり、「各大学において質保証を実現するためについては、直接学生の能力を測定するという方法もごさいますけれども、それはなかなか課題が多いものですから、そういったものを達成するために幾つかの要素に着目して考えていく(部会第四回(平成21年6月3日開催)議事録(平野大学振興課長補佐発言))という

指摘は、実際上の大学の取り組みにおいては、ラーニング・アウトカムの設定とともに、それを達成するために必要な制度を具体化する作業(カリキュラム等)の重要性が意識されているものとも考えられうる。

- 7) この点については、川嶋太津夫「ラーニング・アウトカムズを重視した大学教育改革の国際的動向と我が国への示唆」名古屋高等教育研究第8号(2008年)pp.171-191.参照。
- 8) 大学における教員組織では定年制度に代表される年齢的な要因に基づく新陳代謝の他に、教員の大学間の異動による人員構成の変化も日常的に発生する。そうした場合には全教員が共通の理念等を共有していることはむしろ稀ともいえるが、ラーニング・アウトカムの存在によって、ある程度具体化された形での理解が可能となる。
- 9) そもそも学生が講義に出席しない場合には、いくら講義内容や科目編成を充実させる取り組みをしたとしてもそれは意味をなさない。しかし学生の多様化傾向がはっきりしてくると、これまでは講義内容の理解度に対する問題も含めて「学生の自己責任」として考えられた問題に対して大学としての対応が求められつつあるように思われる。

さらに進んで、ある大学で教員としての職を得ようとする場合にその大学の設定するラーニング・アウトカムに対する理解が前提とされるという段階も予想されうる。その場合にはラーニング・アウトカムは大学が採用活動に当たって利用する尺度としての性格を有することになる。

教育がより期待される大学においては、学生が学習を進めていくために、あるいはそれ以前に学生を学習にいざなうために、学生に対する学習以外の支援が重要になってくる。この場合、職員は単なる事務スタッフでなく、教育に関与することになる。職員のこの機能をシステム化することにより、学生を教員による教育の領域に誘導することをより明確に担保できる。特に小規模大学ではこの機能が重要であり、生き残りの時代において、アドバンテージになり得る。大規模大学のように多くの教職員が多くの機能を細分化して分担するのでなく、少ない教職員で多くの機能を共有し、補い合うことで、学生の状況の情報の共有やきめ細かな支援が可能になり、成果を達成する確実性をより高めることが期待できる。こうしたことは、実際には職員によって既にいわばボランティアとして行われていることである。こうした機能は社会も求めていることであり、ラーニング・アウトカムに照らして正規の任務として位置づけること

で、職員の行動に根拠を与え、組織的に一貫した支援が可能になると考えられる。SDによる職能開発の指標の一つとして機能させていくことが可能である。

- 10) ただし、このことは、FDとSDを統合する、つまり教員・職員が一丸となって同じことを進めていくといったことを意味するのではない。ラーニング・アウトカムは、FDとSDを「統合」するのではなく、「統括」するものだと理解した方がよいだろう。両者の安易な統合は、それぞれの職域に伴う専門性を背景とした自律性、自由が脅かされ、かえって組織的な教育活動とは異質の無秩序な活動が横行するリスクを導くことになる。
- 11) もっとも部会での、「現実に大学は多様化しておりますので、こういった機能別分化を前提に、あるいは、こういった機能別分化を促進するような観点からの設置基準のあり方、あるいは全体的な、公的な質保証システムのあり方を考えるべきではないか」というようなご意見がございます。そうは言いますが、国際的な学位の通用性の観点もございまして、最低限の一定レベルの質保証というものは、やはり多様化を前提としつつも必要ではないかというご意見もあった」（部会第三回（平成21年5月20日開催）議事録（平野大学振興課長補佐発言））という中間的な意見集約から、本稿で触れた議論が国際的な観点からの検証も必要とされる厳しい問題をはらんでいることが示されているものといえる。
- 12) 現在、各大学でアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、およびディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）の策定作業が進められている。

本稿が検討対象とした学士力向上に向けたラーニング・アウトカムの機能は、ディプロマ・ポリシーに与えられている機能と大きく重なり合う。そして教育活動にとって重要な位置づけが与えられているカリキュラム・ポリシーとの関係は、ディプロマ・ポリシーが明確にされ、それを達成するためにいわゆるPDCAサイクルにそれぞれを位置づけ、その中でディプロマ・ポリシーが実効性あるものとなるようにカリキュラム・ポリシーが機能しているのか、という検証が重要という位置づけが与えられている（沖裕貴「観点別教育目標から考えるカリキュラム・ポリシーの構造―理念・目標、ディプロマ・ポリシー、シラバスとの関連において―」立命館高等教育研究7号p.62）。また、アドミッション・ポリシーについてもディ

プロマ・ポリシーを十分に踏まえたものとされることが（「学士課程教育の現状と課題（重要な論点の例）」（中教審大学分科会大学教育部会（第9回）配布資料））求められつつあり、これらを前提とするとディプロマ・ポリシーが教育目標を定める最終到達点を示す機能を担っている。

ただ、各大学が置かれる状況によっては上記のアドミッション・ポリシーでさえも一つの到達目標として機能する場合が存在しうる。高等教育施策において各大学に求める学生支援の充実に向けた取り組みも重要性を増していること（例えば、「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」中教審大学分科会（平成21年8月26日）参照）と連動して、より効果的な大学教育の質向上に向けた取り組みの一つとして高大連携・高大接続による入学前教育活動や、将来的な入学予定者である生徒の段階から入学予定者に対する支援活動を展開する大学も増加している。こうした取り組みが先駆的なものであった時期には内容に関する検証も強くは求められなかったものといえるが、今後はさまざまな各大学の取り組みそのものの情報開示が強く求められることになろう。そうした場合には、入学前に実施されるセミナーや授業等も漫然と実施しているという評価を社会から受けないようにするために、当該大学がその取り組みの効果、すなわち入学予定者がスムーズに学士課程教育に入っていけるような内容であることを示すことがこれまで以上に求められる。その場合には当該大学のディプロマ・ポリシーを視野に入れて設定されたアドミッション・ポリシーにかなった取り組みであることを示すことがまずは目標とされることになろう。こうした場面では、当該大学（の入学予定者に対する取り組みの担当者）にとってはアドミッション・ポリシーがその時点におけるラーニング・アウトカムとしての機能を果たすことになる。

このように考えると、ディプロマ・ポリシーのみがラーニング・アウトカムに求められる測定機能を果たしているものではないことから、ディプロマ・ポリシーとラーニング・アウトカムとが全く同一のものと断じることは難しいように思われる。

受理日 平成21年10月5日